

平成27年
1月1日改正

相続税改正セミナー

12月4日(木) 13:30 開演

〒215-0004
川崎市麻生区万福寺1-1-1新百合ヶ丘シティビルディング5F
新百合ヶ丘駅 徒歩1分
TEL:044-969-0102 FAX:044-969-0103

セミナー 13:30~15:00 無料

平成27年1月1日より相続税が改正されます

平成15年以来の改正相続税の施行まで、いよいよ残り僅かとなりました。
基礎控除が大幅に引き下げられるなど、相続税納税者の増加が予想されます。

相続税対策は、単に「税金対策」だけでなく、相続が“争族”にならない為に
あらゆる面から考えなくてはなりません。

今回の改正点も踏まえ、今後の相続に不安な方や準備を考えたい方は、お気軽
にご参加ください。

～内容～

「改正相続税のメリット・デメリット」、「遺言のすすめ」

会場案内図



日時 12月4日(木) 13:30~15:00(開場13:00)
場所 新百合ヶ丘事務所 研修室 (新百合ヶ丘駅より徒歩1分)
申込 本用紙に必要事項をご記入頂き、FAXまたは、担当者に
お渡し下さい(FAX 044-969-0103)
会費 無料
定員 20名様限定(先着順)

東京JAPAN税理士法人

検索

URL:<http://www.tokyojapan.co.jp>

貴社名	
お名前	
ご住所	〒
お電話	